

災害対策基本法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月18日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第12号

災害対策基本法施行細則等の一部を改正する規則

(災害対策基本法施行細則の一部改正)

第1条 災害対策基本法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 災害時における交通の規制等(第7条—<u>第10条</u>)</p> <p>第5章 災害復旧(<u>第11条</u>)</p> <p>第6章 雑則(<u>第12条</u>)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 災害応急対策</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 災害時における交通の規制等(第7条—<u>第13条</u>)</p> <p>第5章 災害復旧(<u>第14条</u>)</p> <p>第6章 雑則(<u>第15条</u>)</p> <p>附則</p> <p><u>(事前届出の実施)</u></p> <p><u>第7条 公安委員会は、令第33条第1項の確認について、その手続の簡素化により災害時における緊急輸送等の迅速化を図るため、使用者の事前の届出により、あらかじめ令第32条の2第2号に掲げる車両に該当するかどうかの審査を実施するものとする。</u></p> <p><u>(事前届出の手続)</u></p> <p><u>第8条 次に掲げる要件に該当する車両の使用者は、前条の規定による事前の届出(以下「事前届出」という。)をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 災害時において、法第2条第7号に規定する防災計画に基づき、法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。</u></p> <p><u>(2) 法第2条第3号に規定する指定行政機関の長及び同条第4号に規定する指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに同条第5号に規定する指定公共機関及び同条第6号に規定する指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは契約</u></p>

等により常時その活動のために専用使用する車両又は指定行政機関等が災害時に他の関係機関若しくは団体等から調達する車両であること。

2 事前届出は、輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付した別記様式第1号の緊急通行車両等事前届出書2通を、直接又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出して行うものとする。

(届出済証の交付等)

第9条 公安委員会は、事前届出に係る車両が次に掲げる要件に該当するときは、別記様式第1号の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）を当該届出者に交付するものとする。

(1) 前条第1項各号に掲げる要件に該当するものであること。

(2) 当該車両の用途（緊急輸送を行うこととなる車両にあっては、輸送人員又は品名）が適正であること。

2 公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ、又は当該届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとする。この場合において、再交付に係る届出済証の上部余白には、「再」と朱書するものとする。

3 届出済証の交付を受けた者は、当該車両が第9条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、速やかに、当該届出済証を公安委員会に返還しなければならない。

4 第2項の申出及び前項の規定による返還は、直接又は前条第2項に規定する警察署長を経由して、公安委員会に行うものとする。

(届出済証に係る車両の確認)

第10条 公安委員会は、届出済証に係る車両についての令第33条第1項の規定による確認の申出があったときは、届出済証の交付を受けていないものに優先してその確認を行うものとする。

2 前項の確認の申出は、香川県警察本部、警察署その他警察本部長が指定する場所において行うことができる。

(規制除外車両)

第11条 公安委員会は、法第76条第1項の緊急通行車両のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用さ

(規制除外車両)

第7条 公安委員会は、法第76条第1項の緊急通行車両のほか、社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、

次に掲げるものについては、同項の規定による通行の禁止又は制限の対象から除外するものとする。

- (1) 災害対策に従事する自衛隊、アメリカ合衆国軍隊又は外交官関係の車両（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定が適用されないものに限る。）
- (2) 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (3) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (4) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (5) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が特に認める車両

2 公安委員会は、前項の規定により通行の禁止又は制限の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）のうち同項第2号から第6号までに掲げるものについて、当該車両の使用者の申出により、当該車両が前項に規定する活動のための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

3 前項の申出は、次に掲げる書類を添付した別記様式第1号の規制除外車両確認申出書を、直接又は警察署長を経由して、公安委員会に提出して行うものとする。ただし、発生した災害の種類、規模、場所等により、公安委員会が特に認める場合にあっては、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 当該車両が第1項第2号から第6号までのいずれかに該当することを疎明する書類
- (2) 当該車両の自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

4・5 略

（規制除外車両の事前の届出等）

第8条 規制除外車両（前条第1項第2号から第5号までに掲げるものに限る。）の使用者は、当該車両が規制除外車両として使用されることが予定されている車両である旨を、あらかじめ公安委員会に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出は、前条第3項各号に掲げる書類を添付した別記様式第3号の規制除外車両事前届出書を、直接又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出して行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定による届出を受理したときは、別記様式第

れる車両については、同項の規定による通行の禁止又は制限の対象から除外することができる。

2 公安委員会は、前項の規定により通行の禁止又は制限の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）について、当該車両の使用者の申出により、当該車両が前項に規定する活動のための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

3 前項の申出は、直接又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に行うものとする。

4・5 略

（規制除外車両の事前の届出等）

第12条 規制除外車両のうち大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切であるとして別に定める車両の使用者は、当該車両が規制除外車両として使用されることが予定されている車両である旨を、あらかじめ公安委員会に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出は、別記様式第3号の規制除外車両事前届出書2通を、直接又は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して、公安委員会に提出して行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の規定による届出を受理したときは、別記様式第

3号の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を交付するものとする。

4 公安委員会は、除外届出済証の交付を受けた者から、事前届出の内容に変更が生じ、又は除外届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があったときは、除外届出済証の再交付を行うものとする。この場合において、除外届出済証の上部余白には、「再」と朱書するものとする。

5 除外届出済証の交付を受けた者は、当該車両が第1項に規定する車両に該当しなくなったときは、速やかに、当該除外届出済証を公安委員会に返納しなければならない。

6 第4項の申出及び前項の規定による返納は、直接又は第2項に規定する警察署長を経由して、公安委員会に行うものとする。

（除外届出済証に係る車両の確認）

第9条 公安委員会は、除外届出済証に係る車両について、第7条第2項の規定による確認の申出があったときは、除外届出済証の交付を受けていないものに優先してその確認を行うものとする。この場合においては、同条第3項各号に掲げる書類の添付を省略させるものとする。

（規定の準用）

第10条 第7条から前条までの規定は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく交通の規制等について準用する。

第11条・第12条 略

3号の規制除外車両事前届出済証を交付するものとする。

4 規制除外車両事前届出済証の再交付及び返還については、第9条第2項から第4項までの規定を準用する。

5 規制除外車両事前届出済証に係る車両の確認については、第10条の規定を準用する。

（規定の準用）

第13条 第7条から前条までの規定は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づく交通の規制等について準用する。

第14条・第15条 略

別記様式第1号（第7条関係）

香川県公安委員会 殿	
年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 申 出 書	
申出者 住所 氏名	
番号標に表示されている番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送の人員又は品名）	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又は名称
緊 急 連 絡 先	住 所 () 局 番
	氏 名
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第1号（第8条、第9条関係）

災 害 第 号 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 香川県公安委員会殿 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 第 号 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 香川県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注)1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送の人員又は品名）			
使用者	住 所 () 局 番 氏 名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第7条関係）

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
香川県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送の人員又は品名）			
活 動 地 域			
車両の 使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名 又は名称		
有 効 期 限			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号（第11条関係）

第 号		年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書			
香川県公安委員会 印			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送の人員又は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通 行 目 的			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第8条関係）

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 香川県公安委員会殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 香川県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） 車両の住 所 () 局 番 使用者 氏名又は名称 活動地域 (注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの都道府県警察の本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	

別記様式第3号（第8条関係）

災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 香川県公安委員会殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 香川県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名） 使用者 住 所 () 局 番 氏 名 出 発 地 (注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	

(香川県公安委員会文書規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会文書規則（平成12年香川県公安委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 届出済証明書、運搬証明書、緊急自動車又は道路維持作業用自動車</p>	<p>(文書の記号及び番号)</p> <p>第7条 次各号に掲げる文書には、当該各号に定めるところにより、記号及び番号を付するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指令、達及び往復文書 記号については、「香公委発」とし、番号については、総務課に備付けの別記様式第11号の文書発送簿により、施行順に従って暦年による一連番号とする。ただし、次に掲げる文書で法令の規定により公印を押すこととされているものについては、警察本部長が定めるところに従い、当該事務の所管課又は警察署に備付けの許可台帳等により、当該種類ごとに記号及び番号又は番号を付することができる。</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 届出済証明書、運搬証明書、緊急自動車又は道路維持作業用自動車</p>

の届出確認書、管理者証、緊急通行車両確認証明書、緊急輸送車両確認証明書、規制除外車両確認証明書、規制除外車両事前届出済証その他の届出を証明するもの

ク～セ 略

の届出確認書、管理者証、緊急通行車両確認証明書、緊急輸送車両確認証明書、緊急通行車両事前届出済証その他の届出を証明するもの

ク～セ 略

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第3条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～30 略					1～30 略				
31 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	略				31 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）	略			
(1) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第20条の2第1項～第32条第3項 略				(1) 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）	第20条の2第1項～第32条第3項 略			
	第33条第1項	緊急通行車両についての確認（第33条第2項の規定により事前に行う場合を含む。）		略		第33条第1項	緊急通行車両についての確認		略
	第33条第3項	略				第33条第2項	略		
	第33条の3第1項 略					第33条の3第1項 略			
(2) 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）	第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び書換え交付		○	(2) 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）	第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び書換え交付		○
	第6条の4第1項	標章等の亡失等に係る再交付の申出の受理及び再交付		○		第6条の4第1項	標章等の亡失等に係る再交付の申出の受理及び再交付		○
	第6条の5	標章等の返納の受理		○		第6条の5	標章等の返納の受理		○

(3) 災害対策
基本法施行細
則（平成12年
香川県公安委
員会規則第30
号）

第6条 第2項	略		
第7条 第1項 第6号	略		
第7条 第2項	略		
第7条 第3項 ただし 書	規制除外車両確認申出書 に添付すべき書類の省略		○
第7条 第4項	略		
第8条 第2項	略		
第8条 第3項	略		
第8条 第4項	規制除外車両事前届出済 証の再交付	略	
第8条	規制除外車両事前届出済		○

(2) 災害対策
基本法施行細
則（平成12年
香川県公安委
員会規則第30
号）

第6条 第2項	略		
第7条	緊急通行車両の確認に係 る事前届出の受理		○
第9条 第1項	緊急通行車両等事前届出 済証（以下この項におい て「届出済証」という。） の交付		○
第9条 第2項	届出済証の再交付		○
第9条 第3項	届出済証の返還の受理		○
第11条 第1項	車両の通行の禁止又は制 限からの除外	略	
第11条 第2項	略		
第11条 第4項	略		
第12条 第2項	略		
第12条 第3項	略		
第12条 第4項	規制除外車両事前届出済 証の再交付（第9条第2 項の準用）	略	
	規制除外車両事前届出済 証の返還の受理（第9条 第3項の準用）		○

	第5項	証の返納の受理		
32～44 略				
45 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	略			
(1) 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	第11条第1項本文～第11条第3項 略			
	第12条第1項	緊急輸送車両についての確認（第12条第2項の規定により事前に行う場合を含む。）		略
	第12条第3項	略		
第18条第1項～第19条第2項 略				
(2) 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）	第6条の3第1項	標章等の記載事項の変更の届出の受理及び書換え交付		○
	第6条の4第1項	標章等の亡失等に係る再交付の申出の受理及び再交付		○
	第6条の5	標章等の返納の受理		○
46～60 略				
61 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	略			
(1) 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）	第8条第2項	略		
	第8条第2項	略		
	第8条第2項	略		
	第8条	略		

32～44 略				
45 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	略			
(1) 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）	第11条第1項本文～第11条第3項 略			
	第12条第1項	緊急輸送車両の確認		略
	第12条第2項	略		
第18条第1項～第19条第2項 略				
46～60 略				
61 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	略			
(1) 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）	第8条第2項	略		
	第8条第2項	略		
	第8条第2項	略		
	第8条	略		

	第2項		
	第8条 第2項	緊急通行車両についての 確認（原子力緊急事態宣 言があったときから原子 力緊急事態解除宣言があ るまでの間における災害 対策基本法施行令第33条 第1項の読替え適用）（ 第8条第1項の規定によ り読み替えて適用する災 害対策基本法施行令第33 条第2項の規定により原 子力緊急事態宣言の前に 行う場合を含む。）	略
	第8条 第2項	略	

62～66 略

67 インターネッ ト異性紹介事業 を利用して児童 を誘引する行為 の規制等に関する 法律（平成15 年法律第83号）	略		
---	---	--	--

67の2 武力攻撃 事態等における 国民の保護のた めの措置に関する 法律（平成16 年法律第112号）	第42条 第2項	国民の保護のための措置 についての訓練のための 歩行者及び車両の通行の 禁止又は制限		○
	第155 条第1 項	国民の保護のための措置 の実施時における車両の 通行の禁止又は制限		○
	第155 条第2 項	通行禁止区域等その他必 要な事項を周知させる措 置の実施（災害対策基本		○

	第2項		
	第8条 第2項	緊急通行車両についての 確認（原子力緊急事態宣 言があったときから原子 力緊急事態解除宣言があ るまでの間における災害 対策基本法施行令第33条 第1項の読替え適用）	略
	第8条 第2項	略	

62～66 略

67 インターネッ ト異性紹介事業 を利用して児童 を誘引する行為 の規制等に関する 法律（平成15 年法律第83号）	略		
---	---	--	--

		<u>法第76条第2項の準用)</u>		
	<u>第155条第2項</u>	<u>国家公安委員会からの通行禁止等に関する事項についての指示に対する措置 (災害対策基本法第76条の5の準用)</u>		<u>○</u>
	<u>第183条</u>	<u>緊急対処保護措置についての訓練のための歩行者及び車両の通行の禁止又は制限 (第42条第2項の準用)</u>		<u>○</u>
	<u>第183条</u>	<u>緊急対処保護措置の実施時における車両の通行の禁止又は制限 (第155条第1項の準用)</u>		<u>○</u>
	<u>第183条</u>	<u>通行禁止区域等その他必要な事項を周知させる措置の実施 (第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条第2項の準用)</u>		<u>○</u>
	<u>第183条</u>	<u>国家公安委員会からの通行禁止等に関する事項についての指示に対する措置 (第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の5の準用)</u>		<u>○</u>
<u>(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成16年政令第</u>	<u>第6条</u>	<u>国民の保護のための措置についての訓練のための交通の禁止又は制限の手続</u>	<u>災害対策基本法施行令第20条の2の規定の例による。</u>	
	<u>第39条</u>	<u>国民の保護のための措置の実施時における交通の</u>	<u>災害対策基本法施行令</u>	

275号)		規制の手続等	第32条及び第33条の規定の例による。
	第52条	緊急対処保護措置についての訓練のための交通の禁止又は制限の手続（第6条の準用）	災害対策基本法施行令第20条の2の規定の例による。
	第52条	緊急対処保護措置の実施時における交通の規制の手続等（第39条の準用）	災害対策基本法施行令第32条及び第33条の規定の例による。
68 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）	略		68 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）
68の2～102	略		68の2～102 略
備考	略		備考
略	略		略

附 則

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の災害対策基本法施行細則別記様式第3号による規制除外車両事前届出済証は、第1条の規定による改正後の災害対策基本法施行細則別記様式第3号による規制除外車両事前届出済証とみなす。